

建 政 ― 1583
令和6年12月24日

各建設業関係団体の長 様

秋 田 県 建 設 部 長
(公印省略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等
について (通知)

建設業法（昭和24年法律第100号）をはじめとする関係法令により、建設工事の請負契約において遵守すべき事項が定められているほか、建設業者には、技術者や技能労働者等に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に務めるとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保のため必要な措置を講ずること等が求められています。

県においても、県発注工事の入札参加者に対して「建設産業における生産システム合理化指導要綱」（平成4年2月20日監－1640）の遵守を求めるとともに、県発注工事の受注者に対する「建設工事下請負等実地調査」の実施や施工に係る監督・点検等を通じて、元請下請取引の適正化と工事現場における事故の防止等を図ってきたところです。

加えて、今般、通常必要な労務費の額を著しく下回る見積提出や請負契約の締結を禁止する規定などを新たに定める「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）が令和6年6月に公布され、1年半以内に施行することとされたところです。

ついで、引き続き労務費、原材料費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、下請代金の適切な支払等の十分な配慮が求められるほか、降雪時や低温下での作業が増える時期を迎え、転倒等による労働災害の発生も懸念されることから、建設業法、「工期に関する基準」（令和2年7月20日中央建設業審議会勧告・令和6年3月27日改定）、「建設業法令遵守ガイドライン」、関係法令や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するとともに、「建設工事従事者の安全及び健康を確保する法律」に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月13日閣議決定）等の趣旨及び別紙に記載する事項に十分留意し、下請契約における適切な工期の確保、適正な請負代金の適切な設定・支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化と施工管理のより一層の徹底等に努めるよう、貴会会員に周知してくださるようお願いします。

担 当 建設部建設政策課
電 話 018（860）2425

別 紙

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

1 下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

下請代金の設定については、次の事項に留意すること。

- ② 施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものであること。
- ② 書面（電磁的方法を含む。）による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第73号）第6条第1項で定める見積期間の設定を行っていること。
- ③ 明確な経費内訳を示した見積書の書面（電磁的方法を含む。）による提出があること。
- ④ ②・③を踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。
- ⑤ 見積り条件の提示に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項各号に掲げる事項（工事内容、着工及び完工の時期等）のうち、請負代金の額を除く事項について具体的に行うこと。
- ⑥ 見積りに当たっては、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。また、労務費、法定福利費、安全衛生経費、一般管理費、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、労務費については、建設業法第20条第1項の規定により、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費や労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされていることから、この趣旨を踏まえ、各業種の実情に応じて、労務費の総額や、可能な場合においてその根拠となる想定人工の積上げによる積算を明示することが望ましい。さらに、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）の普及により、建設技能者の能力評価が進展しており、建設技能者の地位や技能を反映した賃金の支払いに繋がるような具体的な労務費の見積りとすることが望ましい。
- ⑦ 建設業法第20条の2第1項の規定により、建設工事の注文者（元請負人又は直近上位の下請負人）は、当該建設工事に関し、地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、必要な情報を提供しなければならないことに留意すること。
- ⑧ 下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項については、別添のとおり国土交通省が通知しているので、その内容についても徹底を図ること。

2 原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

次の事項に留意すること。

- ① 原材料費等については、市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう十分留意するとともに、納期の長期化が見られる場合には、過発注や買い占めといった仮需を抑制し、工期設定や工程管理にあたっても当該長期化について十分配慮すること。
- ② 原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法

律の一部を改正する法律」(令和6年法律第49号。以下「改正法」という。)第19条第1項の規定に基づき、契約の締結にあたって作成することとされている書面において価格変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更及び変更する場合の請負代金額の算定方法に関する定めを書面に記載した上で、工期又は請負代金の額を変更する必要があると認められるときは、書面(電磁的方法を含む。)により契約の変更を行うよう徹底すること。

- ③ 改正法第20条の2第2項により、価格高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、請負代金の額等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならないこととされ、当該事象の発生後受注者が請負代金の額の変更の協議を申し出た場合、注文者は誠実にこれに応ずる努力義務が課されることとなったところであり、発注者と元請負人の契約においても、本規定を踏まえ適切に協議することが重要であることに留意すること。
- ④ 元請負人が請け負った建設工事について、当該元請負人が上記の通知をしたか否かにかかわらず、原材料費等の変動を理由として契約後に請負代金の額が変更されたときは、当該元請負人又は下請負人は、当該変更を踏まえて自らの契約の相手方と請負代金の変更に関して適切に協議することが重要である。
- ⑤ 公正取引委員会において、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある行為として、「価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」及び「材料費等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」の2つを挙げており、この点についても留意すること。

3 社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

次の事項に留意すること。

- ① 建設業法により、建設業の許可・更新申請に際して、社会保険に加入していることが許可要件となる点に留意すること。さらに、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項とされている点に留意すること。
- ② 加えて、元請負人は下請負人を選定する際に、登録時に社会保険加入確認を行っているCCUSに登録している事業者を選定することが推奨されるとともに、元請負人による社会保険加入状況の確認及び指導については、CCUSの登録情報の活用を原則とする方針を周知徹底すること。なお、CCUSを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合は、社会保険に加入していることを証する関係書類のコピー(電子データ可)を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること。
- ③ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」において、元請負人に限らず全ての下請負人を含む公共工事等を実施する者は、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならないこととされているが、一方で、法定福利費等の労働関係諸経費の削減等の規制逃れを意図した技能者の一人親方化が課題となっていることを踏まえ、元請負人は下請負人に対して、一人親方との関係を記載した請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切であるかどうかを確認

すること。また、一人親方が入場する現場において、働き方自己診断チェックリストを活用し一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認すること。その際、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、下請負人においては、雇用契約の締結を徹底し、元請負人においては、下請負人に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該下請負人の現場入場を認めない取扱いとすること。

- ④ また、一人親方と建設企業の適正取引等の推進の観点から、下請負人が必要経費を十分含んだ請負代金で一人親方と契約を行うとともに、下請負人が一人親方と書面で契約を行うよう徹底すること。

4 適正な労務費、法定福利費及び安全衛生経費等の確保

建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」には、労務費、材料費等の工事に直接必要な経費に加え、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費が含まれるものであり、下請契約においても、これらの必要経費が適正に確保されることが必要である。

- ① 元請負人においては、労務費に加え、受注時における社会保険料の事業主負担分及び本人負担分を含んだ適正な法定福利費確保に努めること。また、下請負人が必要な法定福利費及び労務費を確実に確保することができるよう、下請負人に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費に加え、労務費の総額、またその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書の提出を促すとともに、提出された見積書を尊重して法定福利費及び労務費を適正に含んだ額により下請契約を締結するほか、下請契約にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負代金に反映すること。
- ② 下請負人においては、注文者に対し、法定福利費に加え、労務費の総額、また可能な場合においてその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、同様の見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。
- ③ 受発注者間・元下間の各段階において、法定福利費が内訳明示された請負代金内訳書の活用徹底に向けて、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に対応するとともに、建設工事標準請負契約約款の活用を周知徹底すること。さらには、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房及び公正取引委員会）では、労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者」及び「受注者」それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめられているところ、労務費の適切な転嫁を実現していくため、この行動指針に沿った行為を行うこと。
- ④ 安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施するうえで必要な経費であることから、各専門工事業団体に対して、令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和6年3月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところである。これを踏まえ、すべての建設企業が「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、下請企業から元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書に安全衛生経費を内訳明示することにより、安全衛生経費が適切に支払われるよう取り組むこと。
- ⑤ 建退共制度については、公共工事においては、現場の技能労働者一人ひとりに掛金の

充当が徹底されるよう、改めて、元請負人と下請負人との間における建退共制度関係事務を適切に行うこと。特に、元請負人は、下請負人が他の退職金制度を活用している場合等に慣用的に用いられてきた辞退届を使用せず、下請負人から提出される「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」を踏まえ、工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。

民間工事においては、公共工事に比べて建退共制度の普及が進んでいないことから、元請負人は、掛金納付に係る額を適切に見込んだ工事の見積もりを行い、発注者に適切に請求することで事業主負担額分を確保する取組を推進する等、建設技能者が民間工事に従事する場合でも、公共工事と同様に退職金が受け取れるような環境の整備に努め、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

元請負人においては、公共工事、民間工事の別を問わず建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであるもので、適切に運用されるように努めなければならないことに留意すること。

なお、建退共制度の手続きについては、令和3年4月より電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化の運用を開始しており、令和4年8月からは、電子申請方式において元請負人又は一次の下請負人が下位事業者の掛金納付をまとめて実施する、一括作業方式の利用も開始されたところです。電子申請方式は証紙の貼付に係る事務負担の軽減に資するとともに、CCUSとの連携により、就業実績に応じた掛金充当、履行確認に係る事務負担の軽減にもつながるものであることから、元請負人は、下請負人と連携し、CCUSと連携した電子申請方式を積極的に活用すること。

5 建設工事の請負契約の締結

(1) 書面（電磁的方法を含む。）による契約締結

建設工事に先立ち、次のいずれかを用いて契約を締結すること。

- ① 建設工事標準下請契約約款
- ② ①に準拠した内容による契約書

(2) 契約書に特に明記すべき内容

- ① 具体的な工事内容（施工責任の範囲及び施工条件等）、請負代金及び着工及び完工の時期等建設業法第19条第1項各号に掲げる事項
- ② 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事である場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用並びに再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用

(3) 契約における留意点

- ① 下請代金の支払時に、費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、契約当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。
- ② 請負代金の額を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が下請負人に対し一方的に請負代金の額を提示して、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないようにすること。

- ③ 建設業法第19条の5の規定による、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は、全ての建設工事の請負契約に対して適用されることに留意すること。

(4) 変更契約における留意点

- ① 当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する場合には、追加工事・変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面（電磁的方法を含む。）により契約を変更すること。
- ② 工事状況により、追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期並びに追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わすこととし、契約の変更手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

6 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

次の事項に留意すること。

- ① 建設業においては、平成31年4月より年5日の年次有給休暇の取得が義務化され、令和6年4月より罰則付きの時間外労働規制が適用された。時間外労働の上限規制の適用後においても、週休2日の確保や長時間労働の是正、適正な賃金水準の確保等、関係者と連携しながら建設業の働き方改革を強力に推進することが急務である。そのため、建設業法・建設業法令遵守ガイドライン・工期に関する基準・品確法・品確法基本方針等の趣旨を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定、工事の進捗状況の共有及び予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請建設企業を含めた週休2日の確保や長時間労働の是正等に努めること。
- ② 工期に関する基準においては、建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約を締結すること。
- ③ 前工程で工程遅延が発生した場合には、後工程がしわ寄せを受けることのないよう工期を適切に延長するとともに、竣工日を優先せざるを得ず、工期の延長ができずに工程を短縮せざるを得ない事情があるときは、元下間で協議・合意の上、契約工期内の突貫工事等に必要な掛増し費用等、適切な変更契約を締結すること。
- ④ 発注者は、各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないものであるかを特定した上で、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行うことが求められているとともに、契約変更が必要となったときは、発注者との間で変更理由とその影響を明らかにして工期変更を行うとともに、下請契約についても工期の適正化、特に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行うこと。時間外労働の上限規制後においては、従前のような工期未付近での長時間労働が困難となることから、受注者においては、後工程へのしわ寄せが生じないような工程管理に努めること。

- ⑤ 建設業における働き方改革を推進する観点から、契約書の記載事項とされている「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」（建設業法第19条第1項第4号）については、定めない場合には、契約書に記載する必要はない。記載する場合にあっては、天候等の影響により工程に予期せぬ遅れ等が生じ、あらかじめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工を行わざるを得ない場合も想定されるため、必要に応じて、契約書に『天候等の影響によっては、元請負人と下請負人で協議の上、あらかじめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工することができる』旨の記載をすること等により柔軟に対応すること。この場合においても、週休2日の確保、長時間労働の是正等といった働き方改革の必要性に留意すること。

なお、週休2日の確保にあたっては、1か月の所定労働時間に対して賃金額を決める、いわゆる「月給制」により賃金を毎月安定的に支払うなど、週休2日の確保へのインセンティブが働く方策を導入すること。

7 施工管理の徹底

施工管理に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努め、発注者の信頼に応えうる適正な施工を確保すること。
- ② 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となるときは、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。
- なお、建設業法第24条の8第1項、第2項及び第4項を読み替えた公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しの発注者への提出及び施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げる義務が課されているところ、改正法により、当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合には、これら施工体制台帳の写しの発注者への提出を求めないこととされたので留意すること。さらに、「施工体制台帳の作成等について」においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

また、建設業法第24条の8第1項の詳細を定める建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2により、建設工事の従事者の適切な処遇改善を図る観点から、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載する点に留意すること。なお、施工体制台帳への記載に代えて、CCUSに当該情報を登録し、必要に応じて書面に打ち出せるようにすることにより代替できることとされていることから、同システムを積極的に活用すること。加えて、デジタルサイネージ等のICT機器を活用した施工体系図の掲示については、一定の要件を満たす場合、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、建設業法第24条の8第4項の規定による掲示義務

を果たすものと考えて差し支えないこと。

- ③ 建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日付国土建第272号）や「監理技術者制度運用マニュアル（令和6年12月13日国不建技第123号）三、（1）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方」に十分留意すること。

8 検査及び引渡し

建設業法第24条の4の規定に基づき、元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。

また、当該検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、当該元請負人と当該下請負人の間における請負契約において特約がされている場合を除いて、当該元請負人は直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

9 適切な下請代金の支払

下請代金を支払う場合は、次の事項に留意すること。

- ① 請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
- ② 元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- ③ 特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならない旨の規定があること。
- ④ ②及び③から、特定建設業者の下請代金の支払期限は、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となること。
- ⑤ 「下請中小企業振興法（経済産業省、業所管庁共管）第3条第1項の規定に基づく振興基準」及び「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号）の趣旨に鑑み、下請代金の支払はできる限り現金払とすること。手形等で支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、元請負人と下請負人の双方が、手形等の現金化にかかる割引手数料等のコストについて具体的に検討できるように、元請負人は、支払期日に現金により支払う場合の支払代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。なお、割引料等のコストについては、実際に下請負人が近時に割引をした場合の割引料等の実績等を聞くなどの方法により把握することが考えられる。

手形期間については60日以内とすること。また、発注者も含めて関係者全体で、手形の利用廃止等に向けて、前払金等の充実、振込払及び電子記録債権への移行、支払期

間の短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意すること。

特定建設業者については、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

- ⑥ 下請代金のうち少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。以下同じ。）については、現金払いとするよう支払条件を設定することとし、手形等による支払は慎むこと。労務費相当分以外の支払いにおいて、現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めるよう努力すること。
- ⑦ 元請負人が前払金の支払を受けた場合で、次に該当するときは、下請負人に対して速やかに相当額を現金で前金払いするよう十分配慮すること。
 - ア 下請負人が資材を購入する場合
 - イ 下請負人に建設労務者の募集その他建設工事の着手のための必要経費がある場合
- ⑧ 公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。
- ⑨ 下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが終了した後に、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないように留意すること。

10 下請負人への配慮等

元請負人は、下請負人への配慮等として、次の事項に留意すること。

- ① 発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等の不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。
- ② 公共工事については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。
- ③ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることを踏まえ、下請負人による技能労働者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

11 技能労働者への適切な賃金の支払

各団体及び建設企業においては、発注者からの適正価格での受注、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。

また、技能労働者の処遇改善を図る上で、技能労働者の能力や経験に応じた賃金の支払いがなされることが重要で、技能労働者の能力や経験に応じた賃金の支払いに向けた取組として、

一部の元請負人においては、CCUSの能力評価等を反映した手当の支給が進められているところであり、元請負人においては、このような取組についても積極的に活用すること。

こうした技能レベルに応じた手当等の支給や、技能者の地位や技能を反映した労務費の見積り、「CCUSレベル別年収」の活用等の取組の普及には、CCUSの能力評価がより一層普及することが重要なため、その周知・普及を行い技能労働者が能力評価を受けられるよう促すこと。また、本年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなったことから、建設キャリアアップカードを保有している建設技能者が適切かつ確実に就業履歴の蓄積ができるよう、元請負人は事業者登録を行った上、現場・契約情報の登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等の就業履歴の蓄積が可能な環境整備を図ること。加えて、その工事に従事する下請負人に対して、事業者登録及び施工体制への登録、所属技能者の登録を適切に指導するとともに、一人一人の建設技能者が各現場においてカードタッチ等により就業履歴を蓄積するよう適切に指導すること。

また、平成27年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（令和2年1月30日最終改正）に関する情報、公共工事設計労務単価改定後の請負契約に係る情報、社会保険加入対策に係る情報、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等、建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口を活用するとともに、引き続きその周知に努めること。

12 インボイス制度開始後の免税事業者との適正な取引

下請負人との取引については、元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対し、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為や、免税事業者である下請負人に課税事業者への転換を要請し、それに応じて課税事業者に転換した下請負人に対し、一方的に取引価格を据え置く行為は、建設業法や独占禁止法の規定に違反する行為として問題となるため十分留意すること。その上で、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格の設定を行うこと。また、建設業法違反が疑われる不適正な取引については、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」において相談を受け付けているので、当該窓口を活用するとともに、引き続きその周知に努めること。

13 秋田県知事等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

建設業法第24条の5の規定により、元請負人に不当に低い請負代金での契約締結、不当な使用資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払い保留など、建設業法上の義務違反行為があるとして下請負人が秋田県知事等に通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことに留意すること。

14 建設工事の関係者への配慮

下請中小企業振興法は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、全ての取引が対象となっている。そのため、建設工事の請負契約の元請・下請間だけでなく、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は

仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業従事者等との取引においても、振興基準に示す、対価の決定の方法の改善、下請代金の支払方法の改善及び働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善等の配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築すること。また、上記 1 から 13 までの事項に準じた配慮をすること。